



島根県報

令和元年11月19日（火）

号外 第 6 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第397号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	261号	邑智郡邑南町鱒淵1032番10地先から同番14地先まで	前	メートル 14.80～ 29.10	メートル 100.00	県央県土整備 事務所	交通安全工事 拡幅
			後	メートル 14.80～ 39.95	メートル 100.00		

島根県告示第398号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年11月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	小伊津港線	出雲市東福町字浜408番2地先から同町字浜前273番7地先まで	メートル 25.00	令和元年 11月19日	出雲県土整備事務所	
〃	川本波多線	邑智郡美郷町乙原609番1地先から同564番3地先まで	382.00	令和元年 11月20日	県央県土整備事務所	